

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
当分の翌日
に、
休息、
日、
がと
る日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更等(地方課)

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の認可(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

都市計画事業の認可(都市計画課)

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成元年十二月一日現在の地番による。)
大字原字マケン 堀	大字原字城山五四二、五四四、五四五の一から五四五の三 まで及びこれらと一体をなす国有地 大字原字淵河边上九一〇から九一二まで 大字原字マケン堀の全域 大字原字小谷山九四三の三 大字原字北福王寺九五〇の二 大字原字福王寺の全域
大字原字城山	大字原字城山のうち五四二、五四四、五四五の一から五四 五の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字原字淵河 上	大字原字淵河边上のうち九一〇から九一二まで以外の区域
大字原字小谷山	大字原字小谷山のうち九四三の三以外の区域

大字原字北福王寺	大字原字北福王寺のうち九五〇の二以外の区域
大字原字こり岩	大字原字こり岩一六八〇から一六八四まで、一六九一、一六九二及びこれらと一体をなす国有地の一部
廃止する字の名称	大字原字福王寺

鳥取県告示第五十号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定番号	種 別	図 書		発行記号等	表示された発行人の名称
		題	号		
3579	雑誌その他 の刊行物	肉欲幻夢	KM-1 シエ	FM-1 シエ	テリス出版
3580	"	淫女狂坡 艶姿	KM-1 シエ	Do	企画
3581	"	好淫潮吹き娘 半熟少女	KM-1 シエ	Do	企画
3582	"	性感解剖 秘密の時間	LA-1 テア	Do	企画

3583	"	ナイト・エンジェル	NA-1 2-K	Do	企画
3584	"	BANANA PRESS	B-1 2-K	テリス出版	
3585	"	HUMMING	HM-1 2-K	Do	企画
3586	"	養めん肉變 可愛がってね	KL-1 サH	Do	企画
3587	"	Milkey	MK-1 2-K	Do	企画
3588	"	青い性 9月号	雑誌コー F014 38-1	不明	
3589	"	ベストビデオ 9月号	雑誌 1797 9-9	三和出版株式会社	
3590	"	CITY PRESS 9月増刊 オレンジスペンシャル特選ビデオ	雑誌コー F043 409/13	株式会社東京三世	
3591	"	テッパル通信 10月号	雑誌 0155 9-10	三和出版株式会社	
3592	"	オレンジ通信 10月号	雑誌コー F021 89-10	株式会社東京三世	
3593	"	CITY PRESS 10月号	雑誌 0433 9-10	株式会社東京三世	
3594	"	ザ・ヒット MAGAZINE 10月号	雑誌 1413 5-10	三和出版株式会社	
3595	"	セクシー・テクニオン 10月号	雑誌 0551 3-10	株式会社サン出版	
3596	"	HARD ギャル 11月号	なし	株式会社浪速書房	
3597	"	ルンロン写真 12月号	なし	不明	
3598	"	THEボッキー通信 1月号	なし	三共図書出版社	

3599	"	アタック 2月号	なし	三共図書出版社
3600	"	GALS STORY 2月号 極上写真	なし	三共図書出版社
3601	"	テラ へっぴん 2月号	雑誌 1649 5-02	英知出版
3602	"	YOUNG アタックス 2月号	雑誌 0885 9-2	若生出版
3603	"	VIDEGAL通信 No.26	なし	三共図書出版社

鳥取県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 古村 文孝 西伯郡名和町大字押平一五四
 " 桑本 智良 " 大字高田四五二
 " 松本 秀雄 " 大字押平四三五
 " 山田 重信 " 大字高田二六
 " 谷 英敏 " 大字茶畑二二三一一
 " 谷野 拓男 " 大字押平一六一

就任した役員の氏名及び住所

平成元年十二月二十二日退任

監事

- 角田 猛 大字大塚二一八
 齊藤 芳晴 大字高田六二九
 西山 萬次郎 大字押平二〇一六
 谷岡 一夫 七二二
 中原 勉 五四〇
 田中 雅広 大字大塚二一六
 谷 萬吉 大字高田一一一
 権田 幸夫 大字押平二〇八一
 細谷 国雄 大字古御堂三三三
 中原 修一 大字高田四六一
 谷 知加夫 大字押平一三九
- 理事 杉原 秀延 西伯郡名和町大字富長四八八一〇
 " 谷田 隆男 " 大字押平六九八
 " 野阪 範男 " 大字茶畑一二八
 " 角田 元隆 " 大字高田六二五
 " 齋藤 操 " 四五四
 " 小川 直信 " 一一六
 " 権田 茂 " 一〇九四
 " 西山 萬次郎 大字押平二〇一五
 " 権田 幸夫 " 二〇八一
 " 古村 文孝 " 一五四一一

勝部 章 大字大塚一〇七五

朝妻 賢治 八二四

中上 和治 大字高田一一二一三

監事 杉原 尚礼 大字富長七一

谷 知加夫 大字押平一三九

中原 博文 大字高田五九七一

平成元年十二月三十日就任 任期四年

鳥取県告示第五十二号

東郷町が行う土地改良事業に係る東郷(村上)地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月二十四日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業(非補助事業生鹿野地区区画整理)を平成二年一月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町二部字間地山二一四三の三七、二一四三の三八、二一四

三の四二、二一四三の四三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 二・二・七十一号湖山北公園

三 事業施行期間

平成二年一月二十三日から平成三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

鳥取市湖山町北四丁目地内

2 使用の部分

なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

平成二年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二年一月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一 日時 平成二年一月二十四日（水）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会室

三 議題 第三十九回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に

ついて

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成二年一月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 平成二年一月二十五日(木)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成二年一月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む)】

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機		ニコちゃんクラブ一号店	京楽産業株式会社
		ニコちゃんクラブ二号店	
		京楽寿司四号店	
		フェアリー	豊丸産業株式会社
		デルデルセブンP二	
		パージョンアップ	
		スーパースランダーP一	
		フィニッシュP一	株式会社ニューギン
		エキサイト麻雀五	
		スターダスト	
		ポップアート二	株式会社平和
		グリーン	
		ラリーダッシュ	
		ビッグベン	